

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年8月12日

【四半期会計期間】 第76期第1四半期(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)

【会社名】 三和ホールディングス株式会社

【英訳名】 Sanwa Holdings Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高山俊隆

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号

【電話番号】 03(3346)3019

【事務連絡者氏名】 執行役員 事業戦略部長 村上光成

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号

【電話番号】 03(3346)3019

【事務連絡者氏名】 執行役員 事業戦略部長 村上光成

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### 連結経営指標等

回次	第75期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第76期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第75期
会計期間	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
売上高 (百万円)	45,651	46,384	232,029
経常損失( )又は経常利益 (百万円)	3,232	2,557	4,829
四半期(当期)純損失( ) (百万円)	2,122	4,681	725
純資産額 (百万円)	95,120	88,961	96,109
総資産額 (百万円)	228,351	242,782	246,599
1株当たり純資産額 (円)	395.63	369.80	399.56
1株当たり四半期(当期)純損失金額( ) (円)	8.83	19.48	3.02
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)			
自己資本比率 (%)	41.6	36.6	38.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,211	1,921	17,870
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,402	930	22,287
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	671	1,489	17,914
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (百万円)	22,515	34,342	34,912
従業員数 (名)	7,560	8,613	8,793

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在しますが、1株当たり四半期(当期)純損失である為、記載しておりません。

3 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(名)	8,613
---------	-------

(注) 1 従業員数は就業人員数を記載しております。

### (2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(名)	52
---------	----

(注) 1 従業員数は就業人員数を記載しております。  
2 従業員は、概ね子会社からの出向者で構成されております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
日本	16,764	
北米	13,299	
欧州	5,954	
合計	36,018	

(注) 1 上記の金額は、製造原価によっており、相殺消去前の金額であります。  
2 上記の金額に、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 受注状況

当第1四半期連結会計期間における受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同四半期比(%)	受注残高(百万円)	前年同四半期比(%)
日本	31,071		73,442	
欧州	11,852		7,086	
合計	42,924		80,529	

(注) 1 北米では、一部で受注生産を行っておりますが、金額が僅少であるため、記載を省略しております。  
2 上記の金額は、相殺消去前の金額であります。  
3 上記の金額に、消費税等は含まれておりません。

#### (3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメント等の名称	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
日本	21,924	
北米	15,697	
欧州	8,714	
報告セグメント計	46,336	
調整額	47	
合計	46,384	

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。  
2 上記の金額に、消費税等は含まれておりません。

## 2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」から重要な変更は以下のとおりであります。

### 公正取引委員会による調査

平成22年6月9日、公正取引委員会より当社において独占禁止法第3条の規定に違反する行為（近畿地区における受注調整関係事件）があったとして課徴金納付命令を受けました。また、同委員会より当社連結子会社の三和シャッター工業株式会社（以下「三和シャッター」という。）において独占禁止法第3条の規定に違反する行為（全国における価格カルテル関係事件）及び（近畿地区における受注調整関係事件）があったとして排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。

これらのうち、当社及び三和シャッターでの（近畿地区における受注調整関係事件）に係る課徴金納付命令、三和シャッターでの（全国における価格カルテル関係事件）に係る排除措置命令及び課徴金納付命令については、これを不服として、平成22年8月4日に公正取引委員会に審判請求を行いました。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当該課徴金相当額を特別損失に計上しております。

## 3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

## 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### （1）業績の状況

当第1四半期連結会計期間における国内経済は、企業収益の改善傾向や設備投資の下げ止まりなど、景気は着実に持ち直しつつありますが、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況下にあります。海外では、米国経済は、設備投資の緩やかな回復基調や個人消費及び雇用の改善など景気は回復傾向にあります。また、欧州経済は、景気は改善しつつあるものの、雇用悪化と南欧諸国の財政問題の影響などにより回復テンポは遅いまま推移しました。

当社グループを取り巻く環境も、設備投資や住宅投資に持ち直しの傾向が見られるものの依然として低い水準であり、公共投資も低調に推移しており、総じて厳しい状況が続きました。

このような環境下、当社グループでは、受注の維持・確保を最優先に取り組み、シャッター依存体質から脱却するための経営資源の適正配分など事業の再構築に努めました。また、前年からの緊急コスト削減策を継続して実施し、コスト削減にも注力しました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間における売上高は、前連結会計年度に買収した米国子会社の業績が寄与し、前年同四半期比1.6%増の46,384百万円となりました。利益面では、コスト削減や構造改革に注力し、営業損失は前年同四半期に比べ674百万円改善し2,386百万円、経常損失は前年同四半期に比べ674百万円改善し2,557百万円、四半期利益は、公正取引委員会からの課徴金納付命令を受け、特別損失を計上したことなどから、前年同四半期に比べ2,558百万円悪化し4,681百万円の四半期純損失となりました。

セグメントの業績は以下のとおりであります。

#### 日本

非シャッター分野での拡販体制、サービス内容の拡充に注力しましたが、民間企業の設備投資は依然として低い水準で推移し、重量シャッター、ビル・マンションドアも需要減により売上高は伸長せず、21,924百万円となりました。利益に関しましては、コスト削減に注力したものの1,366百万円のセグメント損失となりました。

#### 北米

住宅市場は回復に向かっているもののガレージドア、商業用ドア、自動ドアについては減収となりましたが、売上高は前連結会計年度に買収した米国子会社の業績が寄与し15,697百万円となりました。利益に関しましては、対前年比で値下がりとなった材料費や増収により、41百万円のセグメント利益となりました。

#### 欧州

欧州全体での住宅市場の縮小が続き、産業用ドアやガレージドアが減収となり、売上高は8,714百万円となりました。利益に関しましては、製造コスト削減、調達コスト低減や人件費を含む諸経費を削減したものの、239百万円のセグメント損失となりました。

### (2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、主に売上債権及び投資有価証券の減少により、前連結会計年度末と比べ3,816百万円減少し242,782百万円となりました。また、負債は主に未払金の増加により、前連結会計年度末と比べ3,331百万円増加し153,821百万円となりました。以上の結果、自己資本比率は前連結会計年度末と比べ2.3ポイント悪化し36.6%となりました。

### (3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は、前連結会計年度末に比べ569百万円減少し34,342百万円となりました。当第1四半期連結会計期間における区分ごとのキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、主に売上債権の回収により、前年同四半期に比べ709百万円増加し1,921百万円の資金増加となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、主に固定資産の取得による支出により、前年同四半期に比べ2,333百万円減少し930百万円の資金減少となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、主に配当金の支払いにより、前年同四半期に比べ818百万円減少し1,489百万円の資金減少となりました。

#### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財政上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

##### 1. 基本方針の内容の概要

当社グループは、「安全、安心、快適を提供することにより社会に貢献する」ことを使命と定め、この使命を具現化した商品とサービスをお客様に提供することにより、当社企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に取り組んでおります。

その上で、当社グループは以下を経営理念として定め、これらを実践することが、当社グループの企業価値の源泉であると考えています。

お客さますべてが満足する商品、サービスを提供する

世界の各地域で評価されるグローバルな企業グループとなる

個人の創造力を結集してチームワークにより企業価値を高める

かかる経営理念のもと、現在、当社グループは、日本における強固な事業基盤を基礎としつつ、米国・欧州・中国（アジア）等の世界主要地域に事業展開しています。かかる各地域でその地域特性を生かした販売・調達・生産・技術開発及び新ビジネスの開拓を各々の地域のグループ会社が分担するとともに、当社グループとしてグローバル・シナジーを最大限に発揮することが、お客様が満足する競争力の高い製品・サービスを提供するために必要と考えております。また、当社グループは、「スチール建材のグローバル・トップ・ブランド」を目指した取組みを行っておりますが、ブランドの育成・確立は一朝一夕にできるものではなく、役職員が一丸となって、お客様に対し、安全・安心・快適を中長期的に安定的に提供するとともに、社会の期待と信頼に応えるべく情報公開の拡充や法令遵守・環境保全・社会貢献等による企業の社会的責任の達成等を図ることで、はじめて皆様からの信頼を得られるものと考えております。

これらの取組みによって、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を持続的かつ長期的に向上させるためには、株主の皆様はもとより、お客様、取引先、従業員、地域関係者等のステークホルダーとの適切な関係を維持、発展させていくことが極めて重要であり、これらのステークホルダーの利益にも十分配慮した経営を行う必要があります。

従って、当社の株券等の大量取得の提案を受けた場合、その大量取得が当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断するためには、買収者の大量取得の目的、買収者の提案する事業計画の実現可能性・適法性、当社グループのブランド・人的資源を含む有形無形の経営資源、ステークホルダーに与える影響とそれが企業価値に及ぼす影響、世界中の各地域の有機的結合により実現されるシナジー効果等、当社グループの企業価値を構成する要素が十分に把握される必要があります。

当社は当社株主の在り方について、株主は市場における自由な取引により当社株式を取得した株主に必然的に決まるものと認識しており、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断も、最終的には、当社株主の総体的意思に委ねられるべきものと考えています。しかし、上記の様々な要素に鑑みて、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資さない当社株券等の大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

##### 2. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の上記基本方針の実現に資する特別な取組み

## の概要

当社では、上記基本方針の実現に資する取組みとして、平成12年12月に策定した長期経営ビジョン「三和2010ビジョン」を実行することにより、当社グループの経営資源を有効に活用し、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の向上を実現して行く考えであります。

### 長期経営ビジョン「三和2010ビジョン」

#### 「基本方針」

当社グループは、以下の基本方針に基づき企業価値の向上を目指しております。

企業価値創造のための事業の選択と集中により、日本、米国、欧州、中国（アジア）の4極で「動く建材」分野において確固たる地位を築くとともに、環境、防犯などの新規建材分野への進出を果たします。

夢を共有し実現させるために、経営体質をより企業価値創造に直結したものにし、P (Plan)、D (Do)、C (Check)、A (Action)を戦略的にまわし、健全で透明性のより高いグループを目指します。

#### 「事業戦略目標」

当社グループは、上記基本方針のもと、日本・米国・欧州・中国（アジア）でそれぞれの事業をバランスよく均衡させ、当社グループとしてのグローバル・シナジーを最大限発揮し、常にお客様のニーズにあった競争力の高い製品・サービスの提供に取り組んでいます。

日本では、シャッター依存型から脱却し、ドア、ステンレス、自動ドアにおけるリーディングカンパニーであり、ストック需要の分野においても、メンテナンス・サービス、リフォーム事業において確固たる地位を築いております。

米国では、ガレージドア、シャッター、オペレータ、自動ドアにおけるリーディングカンパニーとして、流通分野の付加価値の取り込みに努めております。

欧州では、ガレージドア、シャッター、オペレータ、自動ドアにおける主要企業を傘下に収め、統合のメリットを生かした経営を行っております。

アジアでは、ASEAN、中国への直接投資により、ドア、シャッターでの地位を確立すべく、更なる向上を目指しております。

## 3. 本プランの内容（上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）の概要

本プランは、上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。当社株券等に対する買付等（当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得、もしくは当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け等）が行われた際に、当該買付等を行おうとする買付者に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集・検討・分析等を行う時間を確保し、当社株主に当社経営陣の計画や代替案等を提示し、又は当該買付者等と交渉等を行う等により、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものです。

上記の買付等を行う買付者等は、当該買付等の実行に先立ち、当社に対して、買付等に係る情報及び本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面を提出していただきます。独立委員会は、独立した専門家の助言を得ながら、買付者等から提出された情報や当社取締役会からの意見や情報、代替案（もしあれば）等の検討、買付者等との交渉、株主の皆様への情報開示等を行うものとします。



独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、買付者等が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に対する明白な侵害をもたらす虞のある買付等の場合等、本プランの定める要件のいずれかに該当し、かつ、新株予約権の無償割当てをすることが相当と判断する場合、取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施すべき旨を勧告します。

当社取締役会は、独立委員会の勧告等を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。買付者等並びにその共同保有者及び特別関係者は、当社取締役会が新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等をしてはならないものとします。なお、当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

本プランが発動されることとなった場合、当社は、( )買付者等による権利行使は認められないとの行使条件、及び( )当社が当該買付者等以外の者から当社株式1株と引換えに新株予約権1個を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を当社取締役会が定める一定の日の全ての株主に対し、その有する株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を無償割当てすることを予定しております。

本プランの有効期間は、平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時までとなります。但し、有効期間満了前であっても、(i)当社株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項についての取締役会への委任を撤回する旨の決議がなされた場合、又は(ii)取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合は、その時点をもって本プランは廃止されるものとします。

#### 4. 基本方針の実現に資する特別な取組み及び本プランに対する取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、上記2.に記載の長期経営ビジョン「三和2010ビジョン」を実行していくことが、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであることから、基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないと判断しております。

特に、本プランは経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を全て充足していること、本プランは、第73期定時株主総会において株主の承認を条件に更新していること、その内容として合理的な客観的要件が設定されていること、独立した社外取締役等によって構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては独立委員会による勧告を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家を利用することができることとされていること、有効期間は平成23年3月期の事業年度に係る定時株主総会の終結の時までの3年間であり、さらに、本プランの有効期間満了前であっても、当社株主総会又は取締役会の決議によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値・株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

#### (5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は、630百万円であります。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	550,000,000
計	550,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	257,920,497	257,920,497	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株 であります。
計	257,920,497	257,920,497		

(注) 提出日現在の発行数には、平成22年8月1日から本四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

## (2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行している新株予約権は、次のとおりであります。

平成20年6月26日開催の取締役会決議に基づくもの

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	110個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	110,000株(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき1円(注)3
新株予約権の行使期間	平成20年7月16日～平成50年7月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり1円 資本組入額 (注)4
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権者は、当社の取締役を退任した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。 (2)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人は、以下に従い、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社所定の書面により、当社に対し、法定相続人による権利行使を希望しない旨を申し出た場合はこの限りではない。 新株予約権者の法定相続人は、その全員が共同して、代表相続人(以下、「権利承継者」という)を選任し、当社所定の手続きを行い、新株予約権を相続したうえで新株予約権を行使することができる。ただし、権利承継者が新株予約権を行使できる期間は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限るものとする。 (3)新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に担保権の設定及び質入れ等一切の処分を行うことができない。 (4)その他の権利行使条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は本新株予約権を他に譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1,000株とする

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

3 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

## 5 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が組織再編に際して定める契約書または計画書等に次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

## 平成21年6月30日開催の取締役会決議に基づくもの

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	118個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	118,000株(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき1円(注)3
新株予約権の行使期間	平成21年7月16日～平成51年7月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価 1株当たり1円 資本組入額 (注)4
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権者は、当社の取締役を退任した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。 (2)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人は、以下に従い、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社所定の書面により、当社に対し、法定相続人による権利行使を希望しない旨を申し出た場合はこの限りではない。 新株予約権者の法定相続人は、その全員が共同して、代表相続人(以下、「権利承継者」という)を選任し、当社所定の手続きを行い、新株予約権を相続したうえで新株予約権を行使することができる。ただし、権利承継者が新株予約権を行使できる期間は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限るものとする。 (3)新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に担保権の設定及び質入れ等一切の処分を行うことができない。 (4)その他の権利行使条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は本新株予約権を他に譲渡することはできない。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1,000株とする

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

3 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

## 5 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が組織再編に際して定める契約書または計画書等に次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日		257,920		38,413		39,902

## (6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成22年3月31日現在で記載しております。

【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 17,593,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 239,034,000	239,034	
単元未満株式	普通株式 1,293,497		
発行済株式総数	257,920,497		
総株主の議決権		239,034	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式582株が含まれております。

【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 三和ホールディングス 株式会社	東京都新宿区西新宿 二丁目1番1号	17,593,000		17,593,000	6.82
計		17,593,000		17,593,000	6.82

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月
最高(円)	367	350	303
最低(円)	312	265	259

(注) 株価の最高・最低は東京証券取引所市場第一部におけるものを記載しております。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、本四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。



## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、協立監査法人により四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	26,871	31,538
受取手形及び売掛金	46,415	57,263
有価証券	9,291	4,185
商品及び製品	8,217	7,752
仕掛品	2 22,772	2 16,360
原材料	10,802	9,955
その他	8,902	7,414
貸倒引当金	1,509	1,116
流動資産合計	131,764	133,354
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1 19,134	1 19,609
土地	22,772	22,847
その他(純額)	1 15,288	1 15,979
有形固定資産合計	57,194	58,435
無形固定資産		
のれん	1,253	1,643
その他	14,540	14,273
無形固定資産合計	15,793	15,917
投資その他の資産		
投資有価証券	24,505	25,914
その他	14,055	13,499
貸倒引当金	531	523
投資その他の資産合計	38,029	38,891
固定資産合計	111,017	113,244
資産合計	242,782	246,599

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	32,491	35,180
1年内償還予定の社債	10,000	10,000
短期借入金	19,965	20,549
1年内返済予定の長期借入金	17,344	17,315
未払法人税等	626	662
賞与引当金	3,200	2,383
役員賞与引当金	-	26
その他	27,495	20,913
流動負債合計	111,123	107,031
固定負債		
社債	20,000	20,000
長期借入金	6,169	6,762
退職給付引当金	10,407	10,505
役員退職慰労引当金	55	130
その他	6,065	6,059
固定負債合計	42,697	43,457
負債合計	153,821	150,489
純資産の部		
株主資本		
資本金	38,413	38,413
資本剰余金	39,902	39,902
利益剰余金	23,347	29,281
自己株式	9,688	9,689
株主資本合計	91,975	97,908
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,026	2,782
為替換算調整勘定	924	897
評価・換算差額等合計	3,101	1,884
新株予約権	64	56
少数株主持分	23	29
純資産合計	88,961	96,109
負債純資産合計	242,782	246,599

(2)【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	45,651	46,384
売上原価	34,291	34,596
売上総利益	11,359	11,787
販売費及び一般管理費	1 14,420	1 14,173
営業損失( )	3,060	2,386
営業外収益		
受取利息	61	32
受取配当金	171	166
有価証券売却益	11	14
その他	115	120
営業外収益合計	360	333
営業外費用		
支払利息	359	340
持分法による投資損失	112	93
その他	59	70
営業外費用合計	531	505
経常損失( )	3,232	2,557
特別利益		
前期損益修正益	0	26
固定資産売却益	12	2
特別利益合計	12	28
特別損失		
固定資産処分損	3	3
投資有価証券評価損	-	6
子会社事業再構築費用	-	73
課徴金	-	2,815
その他	6	113
特別損失合計	10	3,012
税金等調整前四半期純損失( )	3,229	5,541
法人税等	2 1,106	2 854
少数株主損益調整前四半期純損失( )	-	4,687
少数株主損失( )	-	5
四半期純損失( )	2,122	4,681

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純損失( )	3,229	5,541
減価償却費	1,106	1,323
のれん償却額	40	390
貸倒引当金の増減額( は減少)	33	409
賞与引当金の増減額( は減少)	1,425	823
退職給付引当金の増減額( は減少)	78	45
受取利息及び受取配当金	233	198
支払利息	359	340
持分法による投資損益( は益)	112	93
課徴金	-	2,815
売上債権の増減額( は増加)	12,682	10,535
たな卸資産の増減額( は増加)	5,761	7,939
仕入債務の増減額( は減少)	4,919	2,561
その他	1,895	1,780
小計	3,590	2,225
利息及び配当金の受取額	241	202
利息の支払額	330	368
法人税等の支払額	2,288	138
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,211	1,921
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	495	636
有価証券及び投資有価証券の売却による収入	3,030	383
固定資産の取得による支出	1,009	756
貸付けによる支出	411	267
貸付金の回収による収入	458	349
その他	169	2
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,402	930
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額( は減少)	428	154
長期借入金の返済による支出	256	116
自己株式の純増減額( は増加)	1	0
配当金の支払額	841	1,201
その他	-	16
財務活動によるキャッシュ・フロー	671	1,489
現金及び現金同等物に係る換算差額	24	70
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	1,967	569
現金及び現金同等物の期首残高	20,547	34,912
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 22,515	1 34,342

## 【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

項目	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 当第1四半期連結会計期間より、重要性が増したため、Novoferm Schweiz AGを新たに連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 37社</p>
2. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>(1) 持分法適用非連結子会社の変更 当第1四半期連結会計期間より、重要性が増したため、VINA-SANWA COMPANY LIABILITY LTD. を新たに持分法の適用範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の持分法適用非連結子会社の数 9社</p>
3. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分）及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第24号 平成20年3月10日）を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(2) 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 これによる、営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失に与える影響は軽微であります。</p>

## 【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目を表示しております。

## 【簡便な会計処理】

項目	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	一部の連結子会社において、当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められる場合に、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2. 棚卸資産の評価方法	一部の連結子会社において、当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出する方法によっております。 また、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
3. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算出する方法によっております。
4. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 なお、繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境及び一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合に、前連結会計年度末において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

## 【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

項目	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
1. 税金費用の計算	一部の連結子会社(在外子会社)において、当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

## 【注記事項】

## (四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1. 有形固定資産の減価償却累計額 70,345百万円	1. 有形固定資産の減価償却累計額 70,181百万円
2. 損失の発生が見込まれる工事契約に係る仕掛品は、これに対応する工事損失引当金85百万円を相殺表示しております。	2. 損失の発生が見込まれる工事契約に係る仕掛品は、これに対応する工事損失引当金87百万円を相殺表示しております。
3. 偶発債務 連結子会社以外の会社の金融機関からの借入金等に対して次のとおり保証を行っております。 (保証債務)	3. 偶発債務 連結子会社以外の会社の金融機関からの借入金等に対して次のとおり保証を行っております。 (保証債務)
三和シャッター(香港)有限公司 8百万円 (766千香港ドル)	三和シャッター(香港)有限公司 9百万円 (766千香港ドル)
安和金属工業股分有限公司 12百万円 (4,660千台湾ドル)	安和金属工業股分有限公司 11百万円 (3,828千台湾ドル)
上海宝産三和門業有限公司 130百万円 (10,000千元)	上海宝産三和門業有限公司 136百万円 (10,000千元)
Novoferm Shanghai Co.,Ltd. 515百万円 (39,600千元)	Novoferm Shanghai Co.,Ltd. 463百万円 (34,000千元)
その他 0百万円	その他 0百万円
計 668百万円	計 620百万円

## (四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1. 販売費及び一般管理費の主なもの 貸倒引当金繰入額 399百万円 給料手当 5,116百万円 従業員賞与引当金繰入額 941百万円 退職給付費用 669百万円	1. 販売費及び一般管理費の主なもの 貸倒引当金繰入額 113百万円 給料手当 5,338百万円 従業員賞与引当金繰入額 915百万円 退職給付費用 538百万円
2. 当第1四半期連結累計期間における税金費用については、法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額を一括し、「法人税等」として表示しております。	2. 同左

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在)	1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在)
現金及び預金勘定 19,866百万円	現金及び預金勘定 26,871百万円
有価証券勘定 4,665百万円	有価証券勘定 9,291百万円
預入期間が3か月超の定期預金 855百万円	預入期間が3か月超の定期預金 725百万円
取得日から償還日までの期間が3ヶ月を超える債券等 1,160百万円	取得日から償還日までの期間が3ヶ月を超える債券等 1,094百万円
現金及び現金同等物 22,515百万円	現金及び現金同等物 34,342百万円



(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日  
 至平成22年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	257,920,497

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	17,592,776

3 新株予約権に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	当第1四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	64

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,201	5.0	平成22年3月31日	平成22年6月25日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	ビル 商業施設 建材事業 (百万円)	住宅 建材事業 (百万円)	メンテ・ リフォーム 事業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	28,064	13,129	3,997	460	45,651		45,651
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	15	59	6		80	(80)	
計	28,079	13,188	4,003	460	45,731	(80)	45,651
営業利益又は営業損失( )	2,353	611	30	126	3,060	0	3,060

(注) 1 製品系列を考慮し、事業区分を行っております。

2 各事業の主な製品は以下のとおりであります。

- (1) ビル商業施設建材事業.....シャッター製品、シャッター関連製品、ビル用ドア製品、間仕切製品、ステンレス製品、フロント製品、荷役設備製品等
- (2) 住宅建材事業.....窓製品、住宅用ドア製品、エクステリア製品、住宅用ガレージドア製品等
- (3) メンテ・リフォーム事業...メンテ・サービス事業、リフォーム事業
- (4) その他事業.....車両用ドア製品

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	25,250	9,882	10,518	45,651		45,651
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	5	38	2	46	(46)	
計	25,256	9,921	10,520	45,698	(46)	45,651
営業利益又は営業損失( )	2,255	501	304	3,060	0	3,060

(注) 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域

- 1 国又は地域の区分の方法.....地理的近接度による
- 2 各区分に属する主な国又は地域.....北 米：アメリカ、カナダ、メキシコ他  
欧 州：ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、イギリス他



## 2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

	報告セグメント				調整額 (注)1 (百万円)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2 (百万円)
	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)		
売上高						
外部顧客への売上高	21,924	15,697	8,714	46,336	47	46,384
セグメント間の内部 売上高又は振替高	5	7	9	22	22	
計	21,929	15,705	8,724	46,359	24	46,384
セグメント利益 又は損失( )	1,366	41	239	1,564	821	2,386

(注) 1 調整額の内訳は、以下のとおりであります。

## (1)売上高

- ・ その他の売上高 47百万円
- ・ セグメント間取引消去 22百万円

## (2)セグメント利益又は損失( )

- ・ その他の利益 47百万円
- ・ 全社費用 478百万円
- ・ のれんの償却額 390百万円
- ・ セグメント間取引消去 0百万円

その他の内容は、管理業務に伴う付随的な活動によるものであります。

全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費などであります。

2 セグメント利益又は損失( )は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

3 各報告セグメントに属する主な国又は地域は以下のとおりであります。

北米...アメリカ、カナダ、メキシコ他

欧州...ドイツ、オランダ、フランス、イタリア、イギリス他

## (追加情報)

当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

## (1株当たり情報)

## 1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
369.80円	399.56円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期 連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	88,961	96,109
普通株式に係る純資産額(百万円)	88,873	96,024
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	64	56
少数株主持分	23	29
普通株式の発行済株式数(千株)	257,920	257,920
普通株式の自己株式数(千株)	17,592	17,593
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式 の数(千株)	240,327	240,326

## 2 1株当たり四半期純損失金額

## 第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額 8.83円	1株当たり四半期純損失金額 19.48円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在しますが、1株当たり四半期純損失である為、記載しておりません。

2. 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
四半期純損失( )(百万円)	2,122	4,681
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純損失( )(百万円)	2,122	4,681
普通株式の期中平均株式数(千株)	240,343	240,327
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株 式で、前連結会計年度末から重要な変動があった ものの概要		

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

(重要な訴訟事件等)

平成22年6月9日、公正取引委員会より当社において独占禁止法第3条の規定に違反する行為（近畿地区における受注調整関係事件）があったとして課徴金納付命令を受けました。また、同委員会より当社連結子会社の三和シャッター工業株式会社（以下「三和シャッター」という。）において独占禁止法第3条の規定に違反する行為（全国における価格カルテル関係事件）及び（近畿地区における受注調整関係事件）があったとして排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。

これらのうち、当社及び三和シャッターでの（近畿地区における受注調整関係事件）に係る課徴金納付命令、三和シャッターでの（全国における価格カルテル関係事件）に係る排除措置命令及び課徴金納付命令については、これを不服として、平成22年8月4日に公正取引委員会に審判請求を行いました。

（注）本件に係る課徴金相当額については、特別損失に計上しております。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月10日

三和ホールディングス株式会社

取締役会 御中

協立監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 御 前 善 彦 印

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 朝 田 潔 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三和ホールディングス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三和ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。



## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8月11日

三和ホールディングス株式会社

取締役会 御中

協立監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 御 前 善 彦 印

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 朝 田 潔 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三和ホールディングス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三和ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。